令和8年10月30日

参加申込に関する質問書に対する回答

業務名：札幌コンサートホール改修工事実施設計等技術協力業務

番号	資料名	ページ	該当箇所	質問	回答
1	提案説明書 様式6	P.9、10 －	10(6)エ・オ・カ・ク （注）	提案説明書10(6)エ・オ・カでは、配置予定技術者は複数名を登録でき、工事請負契約の締結時までに登録者から1名を確定して書面で通知することとされています。 また、登録者以外の配置は原則として認めず、クに掲げる事由に該当する場合に限り、発注者と協議のうえ同等以上の者を配置できるとされています。 一方、様式6の（注）では、本書は資格を保有する技術者の在籍を確認するものであり、工事請負締結時に同等の資格を有する別の技術者を配置することも可とされています。 どちらを正とすればよろしいでしょうか。 また、提案説明書を正とする場合、技術協力業務の期間中（工事請負契約の締結前）に登録者の退職・異動などが生じたときに、登録者の追加や差替えができるか、その手続とあわせてご教示ください。	提案説明書10(6)エ、オ、カを正としてください。 技術協力業務期間中において登録者の退職、異動が生じる場合は、登録者の追加又は差替えを行うこととします。（工事途中における監理技術者等の変更は提案説明書10(6)クのとおり。） その際は、発注者と協議の上、配置技術者の変更事由を記載した書面（任意様式）と共に、新たな登録者に係る様式6及び添付書類を事務局に提出してください。 また、様式6を修正し札幌市公式ホームページに公開します。
2	提案説明書	P.9 P.12～13	10(4) 11(2)※	3か月以上の雇用関係の要件は、10(4)では管理技術者のみが対象と読めます。一方、11(2)※では様式5-1～4及び様式6の全員が対象とされています。各主任技術者にもこの要件が適用される認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 各主任技術者についても本プロポーザルへの参加を希望する者との間で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを要件とします。 ただし、提案説明書10(4)イのとおり、単体企業の場合において各主任技術者が一次下請負者の社員であるときは、当該一次下請負者との間の雇用関係により確認します。 提案説明書10(4)イを修正し、札幌市公式ホームページに公開します。

3	様式8	－	－	様式8に「提案説明書9 参加資格要件（6）」とありますが、提案説明書10（1）クを指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式8を修正し札幌市公式ホームページに公開します。
4	提案説明書	P.8～9 P.3	10（4） 5（2）	技術協力業務の配置技術者について、専任又は常駐の要否と、他の工事・業務との兼務の可否をご教示ください。また、技術協力業務の管理技術者あるいは主任技術者が、本改修工事の現場代理人又は監理技術者・主任技術者を兼ねることは可能か、ご教示ください。	技術協力業務の配置技術者については、専任又は常駐とする必要はなく、他の工事・業務との兼務も可能です。 ただし、技術協力業務内における兼任の可否は、提案説明書10（4）イの表によります。 技術協力業務の管理技術者又は主任技術者が、本改修工事の現場代理人又は監理技術者・主任技術者を兼ねることは可能です。この場合、当該者が提案説明書10（6）に定める資格要件及び雇用関係を満たし、様式6により登録されている必要があります。
5	提案説明書	P.10	10（6）エ	参加申込時に提出する様式6の対象範囲をご教示ください。具体的には、現場代理人を含む場合の記載方法をご教示ください。	現場代理人においても、様式6の各項目について記入してください。 様式6を修正し札幌市公式ホームページに公開します。 様式6は、提案説明書10（6）アの区分ごとに登録する者（現場代理人及び監理技術者又は主任技術者）の全員について、1名につき1葉を作成してください。 なお、現場代理人については、資格要件は定めていないため、保有資格欄は保有資格がなければ「－」としてください。
6	提案説明書	P.9～10	10（6）ア	監理技術者等の専任配置について、建設業法に基づく専任の特例（監理技術者補佐の配置による兼務等）を適用できるか、ご教示ください。	適用可能です。 なお、本プロポーザルでは、監理技術者補佐については、様式6の提出は不要です。 また、工事請負契約以降の手続き等は、札幌市建設工事請負契約約款第10条を参照願います。

7	提案説明書	P.3	5(2)	軸流ファン・本体工事の現場施工可能期間前（令和9年10月～令和10年10月）は、監理技術者の専任配置は不要と考えてよろしいでしょうか。必要となる場合、R9.10～R10.5（本体工事着手前）まで監理技術者Aとし、R10.6～竣工までを本体工事専任の監理技術者Bに変更し、軸流ファン工事の監理技術者として兼務することは可能でしょうか	監理技術者の取り扱いについては、国土交通省作成の「監理技術者制度運用マニュアルについて（令和7年1月28日国不建技第 147 号改正）」及び札幌市作成の「監理技術者等の取扱いについて（令和7年1月30日改正）」によります。 令和9年10月～令和10年10月の期間について、軸流ファンに係る工事が、工場製作のみが行われている期間で現場施工に着手前であれば監理技術者の専任配置は不要です。（監理技術者の取り扱いについて5(3)参照） また、本体工事について、現場施工に着手する前までの期間であれば、同様に監理技術者の専任配置は不要です。（監理技術者の取り扱いについて5(1)参照） 軸流ファンに係る工事の監理技術者Aを本体工事専任の監理技術者Bに変更することについては、監理技術者等の途中交代に係る要件に合致しなければ不可となります。さらに、同一の監理技術者が軸流ファンに係る工事及び本体工事を兼任する場合は、「監理技術者の取り扱いについて」の「4　監理技術者等の選任配置の特例について」に定める要件に該当する必要があります。（監理技術者の取り扱いについて3、4及び提案説明書10(6)ク参照）

8	提案説明書	P.3	5(2)	共通費の算定に用いる工期(T工期)は、工事着手から工事竣工までの期間という理解でよろしいでしょうか。 この場合、軸流ファンに係る工事は令和9年6月～令和12年4月、本体工事は令和10年6月～令和12年4月となる理解でよろしいでしょうか。	T工期は、工事着手から工事しゅん功までで、本体工事は23.7(令和10年6月頃～令和12年4月頃)、軸流ファンに係る工事は31.6(令和9年9月頃～令和12年4月頃)と設定しています。 提案価格の算出においては上記のT工期を使用してください。 なお、今後の設計の進捗に応じて変更になる場合があります。
9	提案説明書	P.14	11(7)	様式4－1･4－2特定共同企業体協定書は各構成員押印後にスキャンのうえPDFデータを提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	提案説明書	P.16	12(4)ア	評価は「技術提案及び実績に基づいて」行うとれています。様式5-1～4及び様式7に記載した技術者・企業の実績が評価の対象となるか、ご教示ください。	様式5-1～5-4まで及び様式7は、参加資格要件の確認に用いるものであり、技術提案の評価の対象とはしません。 提案説明書12(4)アにいう「実績」とは、技術提案書等の中に記載された実績を指しています。 評価事項「ア. ECI方式の取り組み体制」において、業務体制のほか、管理技術者又は主任技術者の個人の実績･資格等を評価しますので、評価を希望される実績等は様式11に記載してください。(管理技術者又は主任技術者が所属する企業の実績は評価の対象とはしません。) なお、様式11の記載にあたっては、提案説明書11(8)により技術提案者を特定できる表示を行わないよう留意してください。(実績は、施設用途、規模、改修の内容、請負代金の規模、工期等により、固有名詞を用いずに記載してください。)

11	別紙2	－	第7条3項 第8条1項(3)	予算の不成立や議会の否決など、双方の責めに帰すことができない事由で価格等の交渉が不成立となった場合、技術協力業務委託費が出来高に応じて精算されるか、ご教示ください。	基本協定第7条第3項及び第8条第1項(3)は、本業務の委託契約に基づく委託料の支払いを妨げるものではありません。 価格等の交渉が不成立となった場合であっても、役務契約約款第9条及び第10条により、完了検査に合格後に委託料を支払います。 なお、発注者の指示により本業務を履行期間の途中で中止する場合は、基本協定別表「リスク負担分担表」No.12により当該リスクは発注者の負担となることを踏まえ、既に履行された部分に相当する額の取扱いについて、役務契約約款第16条第3項に基づき発注者と受託者が協議のうえ定めます。
12	別紙2	－	第8条2項	軸流ファン、受変電設備、自家発電設備などの長納期機器を、工程を確保するため工事請負契約の締結前に手配する必要が生じた場合、どのような扱いを想定しているか、ご教示ください(発注者による先行発注、別途契約化等)。	軸流ファンについては、価格等の交渉の上、本体工事と別途契約として発注することを想定しています。 軸流ファン以外の機器については、履行中の実施設計業務において本体工事の期間で手配可能と整理しており、ご質問の状況については想定しておりません。 ただし、受変電設備、自家発電設備などの本体工事で施工を予定している機器について、本体工事の請負契約前(令和10年6月以前)に手配が必要となることが判明した場合は、当該内容を本体工事から切り出して別途契約化を検討します。この場合は、当該工事は本体工事とは独立した契約であり、本体工事の価格等の交渉の成否に関わらず実施します。。 なお、基本協定第8条第2項は、上記により発注者が別途契約として発注するものを除き、優先交渉権者が自らの判断で行った資材調達等に適用されます。

13	別紙3	－	第2条4項	技術提案の瑕疵が原因で生じた設計の瑕疵について、優先交渉権者が「一義的に」負う責任の範囲と上限をご教示ください。また、発注者が採否を判断し、設計者が照査を行った後も、当該責任が優先交渉権者に残るか、ご教示ください。	設計協力協定第2条第4項は、技術提案及びその技術情報等（同項括弧書きに掲げるものに限る。）の内容それ自体の瑕疵に起因する設計の瑕疵について、第一次的な責任の所在を示したものです。 発注者による採否の判断及び設計者による照査は、技術提案及び技術情報等の内容それ自体の正確性に係る責任を免れさせるものではありません。 具体的な責任の範囲及び負担割合は、個別の事象の内容及び双方の責任の程度に応じ、発注者と優先交渉権者が協議のうえ定めるものとします。
14	提案説明書	P.7	9	業務委託期間は令和10年3月10日までとされています。期間終了後の現場施工可能期間までの間に想定している具体的なスケジュール・業務をご教授ください。	スケジュールは以下のとおり想定しています。 令和10年4月　　本体工事仮契約 令和10年6月　　工事請負契約 ～令和10年11月　現場施工のための準備期間 技術協力業務の委託期間終了後、工事請負契約の締結までの間については、優先交渉権者に業務の履行を求める予定はありません。 ただし、契約手続きに必要な書類の提出等、発注者からの照会があればご対応をお願いします。 なお、上記の時期は現時点の想定であり、今後の状況等により変更することがあります。
	別紙1	－	第1章2		

15	別紙1	－	第1章4	契約図書の優先順位の第1位は「契約書」とされています。技術協力業務委託契約書の案と、本改修工事に適用する工事請負契約約款（版及び特記事項）を事前に提示いただけますでしょうか。	技術協力業務委託契約書は標準契約書（役務）及び役務契約約款とします。札幌市公式ホームページの入札情報サービスからご確認ください。 入札情報サービス https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html また、工事請負契約約款については、札幌市公式ホームページから、札幌市建設工事請負契約約款をご確認ください。 契約関係規程類 https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/kitei-index.html#buppin
16	別紙1	－	第1章9	技術協力業務での専門工事業者・メーカーからの見積徴収や、設備積算の協力依頼は、再委託に該当しない理解でよろしいでしょうか。	専門工事業者やメーカーからの見積徴収については、業務の一部を一括して第三者に委任するものではないため、再委託には該当しません。 なお、「設備設計の協力依頼」の再委託の判断については、別紙1業務委託仕様書第1章9に基づき行います。 積算事務所等に積算業務を依頼をする場合は再委託に該当します。
17	提案説明書	P.15	11.(8)ウ(キ)	「参考図等に表記されていない内容について工事費内訳明細書に記載する場合は、その旨を明記すること」とされています。参考図等に相違や記載の不足がある場合、内訳明細書への明記とは別に、質疑の提出が必要か、ご教示ください。	参考図等に相違や記載の不足がある場合、工事費内訳明細書への明記があれば、質疑の提出は不要です。 一方で、数量や仕様の前提が価格に大きく影響する事項については質疑の提出をお願いします。 なお、工事費内訳書への記載については、該当部分に着色する、相違や記載の不足などの事柄を明示するなどして、明確に判別できるようにしてください。

（以下余白）